

公表第3号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和7年3月31日

久留米市監査委員	山口文刀
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	佐藤晶二
久留米市監査委員	石井俊一

監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく監査

第2 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	実施場所	日 程	指摘事項 件数	意見 件数
環境部	総務、環境政策課、 廃棄物指導課、環境保全課、 斎場、資源循環推進課、 建設課、施設課	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和6年11月18日 ～令和7年3月31日	1	1

第3 監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和6年度における財務に関する事務の執行、公有財産の管理並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

特に、現金等取扱、旅費、給与、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等については、重点項目として監査した。行政の組織、機能、事務処理の手續及び方法などの行政運営全般についても、経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第4 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。

監査対象の事務は、おおむね適正に執行されていたが、一部において、検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果に基づき、住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、措置等の対応が講じられるよう望む。

【環境部】

指 摘 事 項

《財務監査》

[契約事務]

契約書において消費税及び地方消費税の額を誤っているものがある。

《事務監査》

久留米市は、平成21年からエコ・パートナー制度を開始し、市民・事業所の皆さんと市が協働して「エコ活動」を行い、地球温暖化の防止に取り組んでいる。制度開始当時と比べると、レジ袋の有料化や飲食店における洗い箸の普及など、エコに取り組む環境が大きく変わっているにもかかわらず、市民会員の登録要件の重点項目と選択項目については、時流に即した見直しがされていない。また、16年が経過しているものの市民会員、事業所会員も増加しておらず、市民活動として広がっているとは言えないのではないか。加えて、環境部職員をはじめとして、市職員における制度の認知も低下してきており、市民会員として登録している者も多くないとのことである。

制度が所期の目的を達成したり、又は陳腐化したのであれば、取り組みを終えたり、新たなステップへ移行したりといった見直しが必要と考える。漫然と事業を継続していくのではなく、定期的な見直しを行い、ヒト・モノ・カネといった経営資源を有効に活用していくことが重要である。その観点をもって事業の見直しを検討されたい。